

| No. | 該当箇所                           |   |        | 質問                                                                                                                                | 回答                                                                                                                                                            | 回答<br>掲載日 |
|-----|--------------------------------|---|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|     | 資料名                            | 頁 | 項目     |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                               |           |
| 1   | 募集要項                           | 3 | 7(2)   | 提出書類のうち事業提案書について、事業者名を記載してもよいでしょうか（表紙、中身含めて）。                                                                                     | お見込みのとおり、事業者名を記載することは問題ありません。                                                                                                                                 | 6/5       |
| 2   | 募集要項                           | 3 | 7(2)   | 提出書類のうち事業提案書について、様式第5号の表紙のみを使用し、内容については様式第5号に沿った形で任意様式（パワーポイント等）で作成することは可能でしょうか。<br>※様式では「事業計画書」となっておりましたが「事業提案書」と読みかえております。      | 事業提案書については、任意様式で作成することは問題ありませんが、様式第5号に記載する設問に対応した形で事業提案を記載し、募集要項P.4（表-1提出書類）に記載のとおり、A4版縦形式で表紙をつけて左綴じで作成してください。<br>なお、様式第5号「事業提案書」の表紙を「事業計画書」から「事業提案書」に修正しました。 | 6/5       |
| 3   | 募集要項                           | 6 | 9(4)   | 本事業は最適提案者1社のみが対象になり、次順位の提案者（次点）が対象となるのは最適提案者が失格条件に該当した場合のみという理解で認識の相違ありませんでしょうか？                                                  | 募集要項P.6 9(4)にお示しのとおり、本市と最適提案者の協議が整わない場合、又は最適提案者が協定締結するまでの間に、8(5)失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議するものとします。                                                           | 6/5       |
| 4   | 仕様書                            | 1 | 3      | 実施期間について、「令和8年4月から」とあるが貴市との協議により前倒しになることはあるでしょうか                                                                                  | 運営開始日については、本市と事業者で協議の上、本市が実施可能と判断した場合には、令和8年4月以前に前倒しで運営を開始することを否定するものではありません。<br>なお、運営開始時期についてはコミュニティサイクル「ももちゃり」事業の運営終了後、本市で既存設備の撤去を実施した後を想定しています。            | 6/5       |
| 5   | 仕様書                            | 9 | 10(8)ア | 「・・・チラシ、サイクルポート案内図、専用HP等」とありますが、「専用HP」の構築は必須のものでしょうか。構築しなくともサービスの普及及び利用促進につながるような広報活動を実施することで要件を満たすことになるのでしょうか。                   | 必ずしも独立した専用HPである必要はありませんが、本市事業の内容（利用料金やマップ等「ももちゃり」事業のサービス内容の詳細）がわかる専用のページを作成して、広報活動を行っていただくことを想定しています。                                                         | 6/5       |
| 6   | 募集要項                           | 3 | 7(2)   | 商業登記事項証明書について、公募期間中に取締役の変更を予定しており、変更後の証明書作成が提出期限に間に合わない可能性がございます。その場合は暫定措置として変更前の証明書を提出するのでも問題ございませんでしょうか。                        | 応募書類の提出時に登記申請等の事由により、最新の商業登記事項証明書の提出が難しい場合は、変更前の商業登記事項証明書とあわせて、変更する内容及び時期を記載した届出書（任意様式、押印要）を提出してください。<br>また、登記完了後、遅滞なく変更後の商業登記事項証明書を提出してください。                 | 6/13      |
| 7   | 募集要項                           | 3 | 7(2)   | 財務諸表のうち、「キャッシュフロー計算書を未作成の場合は、その旨の申立書」を提出することと記載がありますが、申立書にフォーマットのご指定はございますでしょうか。                                                  | 指定の様式はございませんので、適宜作成してください。                                                                                                                                    | 6/13      |
| 8   | 仕様書                            | 9 | 10(8)  | 「ももちゃり」のロゴを今後作成するにあたって関係先を把握したいのですが、現在の名前の商標はどなたがお持ちでしょうか。また、新ロゴの意匠権の取得する場合は事業者で行うことになりますでしょうか。                                   | 現在、「ももちゃり」ロゴ等の商標登録は行っておりません。<br>本事業において、新たに作成したロゴ等の商標・意匠登録については、必要に応じ、その手続き及び費用負担等も含め、本市と事業者で協議の上、決定することとします。                                                 | 6/13      |
| 9   | 評価基準                           |   |        | 「5. 事業負担金」の評価方法についてどのように配点されるのか、公開できる基準があれば教えてくださいませうか。（例えば、負担金0円＝50点、負担金200,000,000円＝0点として配点される、または、候補事業者の最小値＝50点、最大値＝0点で配点される等） | 事業負担金の評価方法については公表していません。                                                                                                                                      | 6/13      |
| 10  | 岡山市コミュニティサイクルももちゃり事業における管理運営状況 | 4 |        | 現ももちゃりの利用回数の定義を教えてくださいませうか。（利用開始～返却で1回でしょうか、あるいは30分ごとに1回でしょうか）                                                                    | お見込みのとおり、利用開始から返却で1回としています。ただし、1分以下の利用については、利用回数に計上していません。                                                                                                    | 6/13      |

| No. | 該当箇所                          |    |        | 質問                                                                                                                  | 回答                                                                                                                                                                                                                                                  | 回答<br>掲載日 |
|-----|-------------------------------|----|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|     | 資料名                           | 頁  | 項目     |                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                     |           |
| 11  | 仕様書                           | 8  | 10(4)  | 岡山駅東口Pについて駅前広場に確保しているスペース(160台)の拡大余地はありますか。                                                                         | <p>現行サービスにおいて岡山駅東口ポート用地として確保しているラックの設置場所は、指定候補地一覧に示すエリアのみです。そのほか、朝晩の繁忙期に限り、駅前広場の一部のエリアについて自転車のストック場所として、駅前広場の利用者の支障とならないように運営スタッフを配置し、自転車の整理を行ったうえで活用しています。</p> <p>当該スペースの拡大については、事業者特定後に、具体的な提案があった場合には、施設管理者と協議を行い、安全面や景観等を考慮した上で決定することとなります。</p> | 6/13      |
|     | 岡山市コミュニティサイクルもちやり事業における管理運営状況 | 15 |        |                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                     |           |
| 12  | 仕様書                           | 8  | 10(4)  | 岡山駅前Pについて東口と異なりラック外に一時的に退避できるスペースはない理解で合っていますでしょうか。また、同Pに返却数制限を設けて岡山駅東口へ返却需要を誘導するといった現在の運用方針からの転換を検討することは問題ないでしょうか。 | <p>岡山駅前ポートについては、現状ではラック数以上の自転車が返却された場合に、一時的に空きスペースに再配置までの車両を保管することはありません。今後の運用については施設管理者との協議により決定することとなります。</p> <p>ご提案の運用方針を検討いただくことは問題ありませんが、岡山駅東口ポートと岡山駅前ポートは一定程度離れているため、利用者の利便性を損わないような提案内容となるようご注意ください。</p>                                     | 6/13      |
|     | 岡山市コミュニティサイクルもちやり事業における管理運営状況 | 15 |        |                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                     |           |
| 13  | 様式第5号                         |    | 2(2)①  | 各年度の計画(ポート数、ラック数及び自転車台数)について、事業開始時とは令和7年度中に事業を開始する場合のみ記載する認識でよい。                                                    | 様式第5号2(2)①各年度の計画(ポート数、ラック数及び自転車台数)の事業開始時の記入欄については、仕様書P.13に記載の運営開始時点の規模、各年度の記入欄には年度末時点の規模を記載してください。                                                                                                                                                  | 6/17      |
| 14  | 仕様書                           | 9  | 10(8)ア | 専用HPについて、既存HPのドメインは引き続き使用可能でしょうか。また可能な場合の維持管理については事業者が行うのか、貴市が行うのかも合わせてご教授ください。                                     | <p>専用HPについて、既存のHPのドメイン引継ぎ等を希望する場合は、事業者特定後に、現行の運営事業者と協議により決定することになります。</p> <p>なお、既存HPを引き継ぐかどうかに関わらず、原則、専用HPの維持管理及びその費用負担については、事業者に行っていただくこととなります。</p>                                                                                                | 6/17      |
| 15  | 仕様書                           | 9  | 10(8)エ | ロゴタイプ(ロゴの文字部分)及びロゴマーク(ロゴの絵柄部分)のいずれも新たに提案という理解でよいでしょうか。また、ロゴの著作権および著作権者人格権についての取り扱いについてご教授ください                       | <p>新たなロゴの提案については、お見込みのとおりです。詳細は、事業者特定後に協議することとします。</p> <p>ロゴの著作権及び著作権者人格権の取り扱いについては、仕様書P.13 12(6)にお示しのとおりです。</p>                                                                                                                                    | 6/17      |
| 16  | 募集要項                          | 3  | 7(2)   | 地元企業をパートナーとして共同提案する場合の、提出必要書類をご教示ください。(財務諸表や実績調書などの「※共同事業体については、全ての構成員が提出すること。」と注意書きが無い提出書類について)                    | <p>共同事業体の場合、各構成員の経営状況を評価するため、全ての構成員の財務諸表を提出してください。</p> <p>また、実績調書については、全ての構成員のうち1者以上の実績を記入してください。</p>                                                                                                                                               | 6/17      |
| 17  | 募集要項                          | 5  | 8(3)   | 地元企業をパートナーとして共同提案する場合、提案者につき3人以内について、2社で提案する場合は6人以内の認識で相違ないか。                                                       | 募集要項P.5 8(3)ウにお示しのとおり、提案者につき3人以内となりますので、共同事業体の場合もヒアリングの参加人数は共同事業体全体で3人以内としてください。                                                                                                                                                                    | 6/17      |
| 18  | 仕様書                           | 6  | 9(2)イ  | 規定の500台より多く自転車を投入する場合、事業開始後の追加時と同様に小径車以外の車両を投入することは構いませんでしょうか。                                                      | 運営開始時に導入する自転車について、仕様書P.3 6(2)及びP.6 9(2)に記載の仕様を満たしている場合には、追加車両としてその他の車種の導入を合わせて提案することは可能ですが、その導入については、導入時期も含め、事業者特定後、本市と事業者で協議の上、決定することとなります。                                                                                                        | 6/17      |
| 19  | 評価基準                          |    |        | 事業負担金(5年間分)の提案額の採点方法(50点配点)について、通常、一番高い提案社が0点、一番安い提案社が50点、その間ですと比例配分のようになることが多いですが、そのような採点になりますか。開示可能な範囲でご教示ください。   | 事業負担金の評価方法については公表していません。                                                                                                                                                                                                                            | 6/17      |
|     | 募集要項                          | 5  | 8(2)   |                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                     |           |
| 20  | 様式第1～4、6、10号                  |    |        | 押印が求められている各書類につきまして、それぞれ角印/代表印いずれを用いれらばいいかご教示ください。                                                                  | 本公募に関して、提出書類に使用する印鑑は代表者印としてください。                                                                                                                                                                                                                    | 6/17      |
| 21  | 様式第5号                         |    | 1(1)②  | 「50か所以上ポートを設置している地方公共団体名を記載」につきまして、公有地設置のみでなく、民有地を含めた数でよろしいでしょうか。                                                   | お見込みのとおり、公有地だけでなく、民有地を含めた数値を記載してください。                                                                                                                                                                                                               | 6/17      |

| No. | 該当箇所                          |     |       | 質問                                                                                                                                                                | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 回答<br>掲載日 |
|-----|-------------------------------|-----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
|     | 資料名                           | 頁   | 項目    |                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |           |
| 22  | 仕様書                           | 3   | 6(1)エ | 「安全施設等の新設」とありますが、こちらの「安全施設」とは具体で何を指しますでしょうか、例示ください。                                                                                                               | 安全施設とは、車止めや車線分離標、視線誘導標等を想定しています。                                                                                                                                                                                                                                                     | 6/17      |
| 23  | 岡山市コミュニティサイクルもちやり事業における管理運営状況 | 4～5 |       | P5のグラフから現状の利用数値を確認しますと、岡山駅東口などはラック数を超えた運用になっていることが推察されます。現地確認したところ、ポート面積外の場所も利用し朝・晩に数百台が運用されておりました。この実態に合わせて、なぜポート面積の拡大に至らないのかをご教示ください。また、今後、公有地の拡大予定はございますでしょうか。 | 岡山駅東口ポートは、岡山駅前広場に設置しており、駅前広場本来の用途を確保するため、常設ラックの設置は、現在のポート位置のみに限っています。一方で、平日朝晩には、シェアサイクルの需要が高いため、朝晩の繁忙期に限り、駅前広場の利用者の支障とならないように運営スタッフを配置し、自転車の整理を行ったうえで、駅前広場の一部のエリアを自転車のストック場所として活用している状況です。<br>また、公有地のポートの新設やエリア拡大については、事業者特定後に、具体的な提案があった場合には、施設管理者と協議を行い、安全面や景観等を考慮した上で決定することとなります。 | 6/17      |
| 24  | その他                           |     |       | 本公募にて提出した書類について、資料開示請求が行われた場合、どの範囲で開示することになりますか。具体的にお示しください。併せて、市において情報開示に関するガイドラインや規定がございましたらご教示をお願いいたします。                                                       | 募集要項P.7 10(6)にお示しのとおり、岡山市情報公開条例の規定に基づき開示請求された時は、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示対象となります。岡山市における情報開示については岡山市HPを確認してください。<br>( <a href="https://www.city.okayama.jp/shisei/0000017096.html">https://www.city.okayama.jp/shisei/0000017096.html</a> )      | 6/17      |
| 25  | その他                           |     |       | 参考資料として、過去公募時(2018年度)の採点基準・採点結果を開示いただくことは可能でしょうか。企業名は伏せられていても問題ございませんので、ご検討をお願いします。                                                                               | 過去の公募資料の開示については、公文書の開示請求の手続きにより対応します。なお、詳細は岡山市HPを確認してください。<br>( <a href="https://www.city.okayama.jp/shisei/0000017096.html">https://www.city.okayama.jp/shisei/0000017096.html</a> )                                                                                                | 6/17      |